

議案第 17 号

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例(平成26年橋本市条例第73号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国自旅第240号)第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画(以下「確保維持改善計画」という。)の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、附属機関として橋本市生活交通ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を置く。(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 確保維持改善計画及び交通計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(4) 確保維持改善計画及び交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 確保維持改善計画及び交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国自旅第240号)第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画(以下「確保維持改善計画」という。)の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、附属機関として橋本市生活交通ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を置く。(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 確保維持改善計画及び形成計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(4) 確保維持改善計画及び形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 確保維持改善計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。